

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 6 日

都道府県労働局総務部長 殿

厚生労働省大臣官房地方課
労働紛争処理業務室長

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関間の更なる連携について

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関間の連携については、平成 25 年 12 月 20 日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を踏まえ、平成 25 年 12 月 20 日付け事務連絡「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関間の連携について」（別添 1）により、更なる連携に取り組んでいたところであるが、今般、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定、別添 2）において、「個別労働関係紛争の迅速かつ適切な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を、引き続き促進する。」ことが閣議決定されたところである。

閣議決定の内容を踏まえ、都道府県労働局におかれては、今後とも労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関間の連携のため、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議（以下「連絡協議会」という。）を開催する他、地域の実情に応じて、下記の取り組みを強化し、引き続き更なる連携に努めていただきたい。

記

1 合同相談会

- (1) 利用者が適切な機関を選択するためには、労働相談のみを行う機関、紛争解決のみを行う機関、労働相談及び紛争解決の双方を行う機関といった、各機関の制度の特長について認識を深めてもらうことが重要である。したがって、各機関の制度の特長を利用者に周知するという観点から合同相談会の開催は効果的なものであるため、連絡協議会において積極的に検討すること。
- (2) 既に合同相談会を開催している都道府県労働局におかれては、更なる連

携の方策として、合同相談会の開催に併せて、セミナー等のイベントを同日に開催することにより、より一層の効果が期待されることから、開催内容の改善についても検討すること。

(3) 合同相談会を開催する場合には、積極的な広報を行うこと。

2 合同研修会

(1) 主な関係機関の窓口担当職員が、利用者のニーズに応じて、円滑な取り次ぎを行うために、各機関の制度の概要や特長について理解していることが不可欠である。したがって、各機関の制度について理解を深めるという観点から合同研修会の開催は効果的なものであるため、連絡協議会において積極的に検討すること。

(2) 合同研修会は、

- ①連絡協議会が主催する主な関係機関の窓口担当者を対象にするもの
- ②総合労働相談員に対する研修に、主な関係機関の窓口担当職員を参加させるもの
- ③他の関係機関が主催する窓口担当職員向けの研修に、総合労働相談員を参加させるもの
- ④総合労働相談員を対象にした研修の講師として、主な関係機関に担当職員を依頼するもの
- ⑤他の関係機関が主催する窓口担当者を対象にした研修に、都道府県労働局職員を講師として派遣するもの

等の手法による開催が可能であることから、各局の取り組み状況や地域の実情を踏まえつつ、具体的な開催内容を検討すること。

平成 27 年 3 月 24 日

都道府県労働局総務部長 殿

厚生労働省大臣官房地方課

労働紛争処理業務室長

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関間の連携を図るための
関係機関・団体一覧表の作成について

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関間（以下「関係機関間」という。）の連携については、平成 27 年 2 月 6 日付け事務連絡「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関間の更なる連携について」により、合同相談会や合同研修会の開催について指示しているところである。他方、これら以外の連携の方策としては、利用者が各機関・団体の特長等を正しく理解し、選択できるようにすることが重要であることから、関係機関・団体の制度の特長をまとめた一覧表を作成し、周知する取り組みが挙げられる。

今般、本省において、別添の「各関係機関・団体一覧表モデル」（以下「一覧表モデル」という。）を作成した。各局におかれては、関係機関間の連携のため、下記の事項に留意の上、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催し、意見交換を行い、関係機関・団体一覧表の作成に努めていただきたい。

記

1 一覧表モデルの活用にあたり留意する事項

- (1) 一覧表モデルは、連絡協議会において、関係機関間で積極的な意見交換を行うための、一つの材料であることについて、連絡協議会において、関係機関・団体に説明すること。
- (2) 関係機関・団体の掲載順、都道府県名、連絡先、金額等について、連絡協議会において、適宜、加工すること。
- (3) 関係機関・団体の制度概要やサービス内容については連絡協議会において、適宜、

加工すること。

(4) 各労働局の構成員及びオブザーバーの構成状況を踏まえた上で、オブザーバーになっていない関係機関・団体については、削除した上で、活用すること。

(5) 都道府県によっては、労働相談及びあっせんの実施状況が異なることから、適宜、加工した上で、活用すること。

2 平成27年度連絡協議会の開催に当たり留意する事項

(1) 連絡協議会の開催時期については、平成21年3月31日付け事務連絡「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催に当たっての留意事項について」において指示しているところであるが、可能な限り、第2四半期までに開催し、本省で作成した関係機関・団体一覧表モデルを活用しつつ、作成に当たっての積極的な意見交換を行うこと。

(2) 既に関係機関・団体一覧表を作成し、相談対応の際に利用者に配付する等により活用している局におかれては、既存の関係機関・一覧表の修正について意見交換を行う際に、一覧表モデルを活用すること。

(3) 既に関係機関・団体一覧表を作成しているが、利用者に周知・広報が十分ではないと思われる局におかれては、利用者に配付するためのツールとして、既存の関係機関・団体一覧表の活用を検討すること。

なお、意見交換の際、一覧表モデルについても、適宜、活用すること。

(4) 関係機関・団体一覧表を作成していない局におかれては、一覧表モデルを示しつつ、作成に当たっての積極的な意見交換を実施すること。

3 関係機関・団体一覧表の効果的な活用

作成した関係機関・団体一覧表については、利用者に幅広く周知・広報する必要があることから、労働相談対応時に配付するほか、各労働局のHPに掲載する等により、効果的な周知・広報を図ること。

4 本省への報告

関係機関・団体一覧表モデルを活用し、連絡協議会において、関係機関・団体一覧表を作成した場合には、速やかに当室まで報告すること。

職場の労働問題でお困りの方へ ～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

〇〇労働局
(P1)

法テラス〇〇
(P5)

日本産業カウンセラー
協会〇〇支部
(P8)

〇〇県
(P3)

〇〇司法書士会
(P7)

〇〇県労働委員会
(P4)

〇〇県弁護士会
(P6)

〇〇県社会保険
労務士会
(P9)

～紛争解決制度を利用したい方～

〇〇労働局
(P1)

〇〇県弁護士会
(P6)

日本産業カウンセラー
協会〇〇支部
(P8)

〇〇県
(P3)

〇〇司法書士会
(P7)

〇〇県労働委員
会(P4)

〇〇県社会保険
労務士会(P9)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

〇〇簡易裁判所
(P10)

〇〇地方裁判所
(P10)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
〇〇労働局 (総務部企画室)	〇〇労働局総合労働相談コーナー (住所) (電話)	総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談	<p>【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 ●〇〇労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 8:30～17:15 ●〇〇労働局〇〇監督署総合労働相談コーナー 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
	各署コーナー及び庁外コーナー (住所) (電話)	〇〇労働局長による助言・指導	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、〇〇労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p> <p>【費用】 無料。</p>
	【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス!	〇〇紛争調整委員会によるあっせん	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、〇〇労働局長から委任を受けた〇〇紛争調整員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんに申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p> <p>【費用】 無料。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
〇〇労働局 （雇用均等室）	〇〇労働局雇用均等室 （住所） （電話） 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の紛争解決援助サービス！	相談 【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。 【費用】 無料。 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
	〇〇労働局長による紛争解決の援助	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、〇〇労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。 【費用】 無料。
	調停	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、〇〇労働局長から委任を受けた〇〇紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
○○県（○○労政事務所）	○○県 （住所） （電話）	相談	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 面談又は電話。 （都道府県によってはEメールも有）</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 8:30～17:15</p>
	<p>【特長】 福祉部門等との連携がスムーズ！</p>		<p>個別労働関係 紛争あっせん （都道府県によって行っていない場合もある）</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
○○県労働委員会	○○県労働委員会事務局 (住所) (電話) 【特長】 公(公益委員)・労(労働者委員)・使(使用者委員)の三者構成を活かした解決援助サービス！	相談 (都道府県によって行っていない場合もある)	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 面談又は電話。 (都道府県によってはEメールも有)</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜日(祝祭日、年末年始は除く) 8:30～17:15</p>
		個別労働関係紛争あっせん (都道府県によって行っていない場合もある)	<p>【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件をめぐる紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、当双方の歩み寄りによって解決のお手伝いをいたします。 労使委員による寄り添った、懇切丁寧なサポートにより、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が他の機関と比べた場合の大きな特色です。 なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みや合意が図れない場合、同手続きは終了となります。</p> <p>※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁・不当労働行為救済の制度を利用することになります。</p> <p>【費用】 無料。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター（法テラス） ○○地方事務所（法テラス○○）	法テラス○○ （住所） （電話） （サポートダイヤル） （電話）	情報提供	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法】 電話又は来所。</p> <p>【受付日時】 ●法テラス○○ 平日 10:00～16:00 （昼休み 12:00～13:00） （土日祝祭日休業） ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業）</p> <p>【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。</p>
	<p>【特長】 法律の専門家が労働問題等の様々な法律トラブルに対応！</p>		民事法律扶助

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
〇〇弁護士会	〇〇弁護士会 (住所) (電話) (HP)	法律相談	<p>【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商工ローン、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。</p> <p>【費用】 相談料 〇分〇円</p> <p>【相談日時】 〇曜 〇時から〇時まで。</p>
	〇〇弁護士会 法律相談センター (電話)	無料法律相談 (都道府県によって異なる)	<p>【サービス概要①】 弁護士会が無料で実施している法律相談ですが、場所、時間等について制約があります。詳細は〇〇弁護士会にご確認ください。</p> <p>【サービス概要②】 地方自治体、各種団体主催の無料法律相談に協力し、法律相談を実施しています。相談内容は、主催する団体により（イ）法律一般相談、（ロ）交通事故相談、（ハ）クレジット・サラ金等金銭債務に係る相談に分かれています。</p> <p>実施している主催機関、日時、相談内容等詳細については、〇〇弁護士会にお問い合わせいただくか、〇〇弁護士会ホームページにてご確認ください。</p>
	【特長】 法律の専門家が公平・中立な立場で、示談成立のお手伝い！	紛争解決センターによるあっせん、仲裁制度	<p>【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続等の紛争について、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。いずれの問題にしても弁護士が関与して紛争の円満解決を図るものです。</p> <p>【費用】 有料。申立手数料〇〇円</p> <p>【その他】 費用、手続き等の詳細は、〇〇弁護士会にお問い合わせいただくか、〇〇弁護士会のホームページをご確認ください。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
〇〇県司法書士会	〇〇県司法書士会総合相談センター (住所) (電話) 【特長】 特別にトレーニングを積んだ司法書士が紛争解決をサポート！	無料法律相談	【サービス概要】 給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の売買や贈与(名義変更)、交通事故の物損、成年後見制度、クーリング・オフのような消費者トラブルなどについて、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。
			【費用】 無料。
			【利用方法】 要電話予約。
			【相談会場・相談日時】 (各会場及び日時を記入)
		法テラス民事法律扶助相談	【サービス概要】 司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、法テラス(日本司法支援センター)と契約している司法書士の事務所、または指定相談場所において受けられる無料相談であり、資力(収入や保有資産)が一定額以下である方を対象としています。なお、相談回数には制限があります。また、司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、その内容が140万円を超えない請求等に限定されます。
			【費用】 無料。
【利用方法】 要電話予約。			
ADRセンター	【サービス概要】 民事上の司法処理機関として司法書士による仲裁、調停、あっせん等の裁判外紛争解決手続を実施し、紛争当事者の自主的な紛争解決手続を行っています。 紛争の目的価額が金140万円以下の民事に関する紛争に限定されます。		
	【費用】 有料。申立手数料〇〇円		

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本産業カウンセラー協会〇〇支部	<p>日本産業カウンセラー協会 〇〇支部 ADRセンター (住所) (電話)</p> <p>【特長】 わが国で初めての、唯一の「対話促進型ADR」!</p>	無料相談	<p>【サービス概要】 解雇、労働条件の引き下げ、退職勧奨、職場でのいじめ・嫌がらせ等の個別労働関係紛争全般の相談を受け付けます。</p>
			<p>【費用】 無料。</p>
			<p>【利用方法】 電話又は面談。</p>
			<p>【相談会場・相談日時】 (各会場及び日時を記入)</p>
		調停	<p>【サービス概要】 個別労働関係紛争について、産業カウンセラーの有資格者で且つこれらの紛争解決の専門的知識、能力をもった調停者が、裁判（訴訟）によらない当事者同士での話し合いによる解決（対話促進型調停）のお手伝いをいたします。 弁護士は同席せず、経験豊富なカウンセラーが、紛争当事者の間に入って、双方の気持、言い分をしっかりとお聴きし、相互理解を深め合い、問題を解決する方法を探ります。</p>
<p>【費用】 有料。申立手数料〇〇円</p>			

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
〇〇県社会保険労務士会	〇〇県社会保険労務士会 (住所) (電話)	総合労働相談	<p>【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法・相談時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話相談 (受付日時記載) ●面談相談 (受付日時記載)
	社労士会労働紛争解決センター〇〇 (電話) 【特長】 労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！	労働紛争解決センターによるあっせん	<p>【制度概要】 主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士（あっせん員）が、職場のトラブル（解雇、賃金問題等）の当事者（労働者・経営者）双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。 気軽に利用でき、迅速に解決でき、円満に解決でき、低廉に解決できる制度です。</p> <p>【費用】 有料。申立手数料〇〇円</p>

	問い合わせ先	利用できる制度
○○地方裁判所	○○地方裁判所民事部 (住所) (電話)	<p>【利用できる制度】</p> <p>●労働審判 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員 2 名で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、3 回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断（労働審判）を行うという紛争解決制です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。</p> <p><u>3 回以内という少ない期日の中で、効率的に争点を整理し、審理していく必要があるため、申立に当たっては、弁護士の利用をお勧めします。</u></p> <p>●仮処分 判決が出るまでの間、給料がもらえないため生活に困るなど著しい損害が生じる場合に、相手方の言い分を聞いた上で、仮の支払などを命ずることを求める手続です。</p> <p>●民事訴訟（訴額が 140 万円を超える場合） 当事者間に紛争がある場合に、裁判官が双方の言い分を聞いたり、証拠を調べたりして、判決により紛争の解決を図る手続です。</p> <hr/> <p>【費用について】 上記制度のいずれも申立て手数料等が必要です。手数料の金額は、制度、請求金額によって異なります。</p> <hr/> <p>【ご注意】 裁判所では、上記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。<u>なお、労働相談、法律相談及び弁護士の紹介は行っておりません。</u></p>
	○○県内の簡易裁判所	○○簡易裁判所 (住所) (電話) 各簡易裁判所住所及び電話番号を記載